

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中11名です。
定足数に達しておりますので第17回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

議 長

異議ないものと認め指名致します。

- 11番農業委員
- 12番農業委員 お願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに、第68号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第68号議案について説明致します。
議案書2ページをご覧ください。
所有権移転が11件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は高齢で管理困難のため譲り渡すもので、富岡ふるさと会館より北170mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は、申請者と妻と次男がおり、農作業歴は申請者が46年、妻40年、次男4年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間予定従事日数は申請者と次男が300日、妻200日であり、必要な農作業従事をして
います。
取得後の経営予定面積は396,423.52㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。譲受人の経営規模拡大のため贈与により所有権移転するものです。
譲渡人は遠方在住かつ維持管理困難なため譲り渡すもので、杉山交差点より南西へ約200m以内にある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩3分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は、申請者・父母がおり、農作業歴は申請者10年、父50年、母40年あり、
農作業に必要な農機具を所有しています。
年間従事日数が申請者が80日、父200日、母150日あり、必要な農作業従事をしてい
ます。
取得後の経営予定面積は12,023.2㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、里芋の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人はそれぞれ遠方在住かつ高齢で管理困難な譲り渡すもので、八幡交差点より南東へ約
75mにある農地です。

農業従事者は申請者であり、農作業歴は37年で、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間従事日数は150日あり必要な農作業従事をして
います。
取得後の経営面積は3,725㎡であり、鳳来地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、里芋の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番。譲受人の経営規模拡大のため贈与により所有権移転するものです。
譲渡人は会社勤めもあり管理が困難なため譲り渡すもので、上平井交差点より北西に約250mにある農地です。

申請地は申請者の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は譲受人と妻がおり、農作業歴は申請者50、妻15年、長男15年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。譲受人の年間従事日数が申請者が100日、妻40日、長男10日あり、必要な農作業従事が見込まれます。
取得後の経営予定面積は4,106㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、じゃがいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

次の4ページをご覧ください。

申請番号5番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は高齢かつ管理困難のため譲り渡すもので、Sバス中宇利線小畑バス停南西200mにある農地です。

申請地は申請者の自宅から自動車です3分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は申請者おり、農作業歴は45年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間従事日数は250日あり、必要な農作業従事が見込まれます。
取得後の経営予定面積は6,518㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番、7番は関連している案件のため、一括でご説明させていただきます。
譲受人は両名とも新規就農のための売買により所有権移転するものです。
譲渡人はそれぞれ相手方要望のため譲り渡すもので、Sバス中宇利線曾根バス停より南西に約900m以内にある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車です65分の距離ではありますが、仕事の関係で常時本市への往来があるため、通作に問題はありません。
農業従事者は申請者夫婦で、農作業歴はそれぞれ1年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間従事日数はそれぞれ100日ずつあり、必要な農作業従事が見込まれます。
取得後の経営予定面積は8,413㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、柿の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号8番。譲受人の新規就農のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は新規農業法人設立に際し、自己所有地譲り渡すもので、石田万福交差点より南西へ約800mと八名小学校より東へ150mにある農地です。

申請地は申請者の事務所より自動車です80分の距離ではありますが、耕作者は隣接市内の自宅から約30分の距離にあるので通作に問題はありません。
農業従事者は申請者の代表社員と役員であり、農作業歴はそれぞれ1年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間従事日数はそれぞれ200日あり、必要な農作業従事が見込まれます。
取得後の経営予定面積は2,778㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、ブルーベリーの栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号9番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は高齢で管理困難なため譲り渡すもので、荒井交差点より北へ約630mにある農地です。

	<p>申請地は申請者の事務所より自動車で15分の距離ではあり、通作に問題はありません。農業従事者は申請者の代表取締役と役員3名であり、農作業歴はそれぞれ7年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間従事日数は代表取締役が200日あり、役員2名は300日、もう1名は100日であり、必要な農作業従事が見込まれます。取得後の経営予定面積は4,109.64㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、ブルーベリーの栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号10番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。譲渡人は会社勤めもあり管理が困難なため譲り渡すもので、Sバス秋葉七滝線阿寺バス停から南西へ約120m以内にある農地です。申請地は譲受人の自宅から車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者が60年、妻50年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間従事日数は申請者が80日、妻が40日であり、必要な農作業従事は見込まれます。取得後の経営予定面積は4,109.64㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、野菜の植え付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号11番。譲受人の経営規模拡大のため所有権移転するものです。譲渡人は遠方在住かつ管理困難なため譲り渡すもので、乗本公民館から南東へ約100mにある農地です。申請地は譲受人の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者、妻、子がおり、農作業歴は申請者70年、妻50年、子が10年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間従事日数は申請者が300日、妻が250日、子が30日あり、必要な農作業従事が見込まれます。取得後の経営予定面積は1,092.18㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、ナスの植え付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から11番について、許可相当であることを原案といたします。これで、第68号議案の説明を終わります。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
9 番	はい。申請番号8番の案件ですが、申請者は自分が所有する農地を会社名義にするということですか。この会社は農業をする会社なのですか。
事務局	そうです。仰るとおりです。
9 番	農業一筋だけの会社ということですか。
事務局	主たる事業は農業ということであります。ただ、まだ新規法人ですので報告書などはまだ何も頂いてない状況です。
議 長	8番の申請者さんは農業法人ということで、9番の申請者さんも農業法人ですよ。
議 長	そうです。農業法人です。
12番	9番の農業法人は毎年の報告書を提出していると思うのですが、どのような内容でしょうか。

事務局	報告書は頂いておりますが、まだ作付け等の準備期間ということで、収穫は前年はできていないようです。今年から来年にかけて収穫ができるようになり、それ以降は売上が見込めると伺っております。
議 長	その他、発言ございませんか。 ご発言がありません。採決を取りたいと思います。
議 長	第68号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め第68号議案は原案のとおり決定致します。
議 長	次に第69号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>第69号議案について説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。 転用3件です。議案書7ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について、平成19年に市川区域内に砂防ダム建設が計画され、付随した施設として道路が新設され、申請地を含み道路用地となるとともに、これまで住宅への乗り入れとなっていた歩道が、申請地と一帯で埋め立てられることとなり、住宅への乗り入れとして利用しているため今般は正すべく申請するものです。 なお、以前から乗り入れとして利用がされていたことによる始末書が添付されています。 農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。 集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、住宅への乗り入れとしてやむを得ない規模と考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について申請人は、市内にて建設工事業を営んでおり、平成3年頃から申請地を事務所及び駐車場、資材置場として使用しており、是正のために申請するものです。 以前から事務所等として利用していたことの始末書が添付されています。 農地区分は、現地確認の結果、作手総合支所の東約200mに位置し、支所より概ね300m以内の区域にある農地に該当し、3種農地と判断しました。 3種農地ですので、許可可能です。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、事務所等として転用計画はやむを得ない規模と考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農の支障はないと思われます。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について申請人は、申請地隣の家屋で飲食店を開店する計画があり、本申請地をテラス席やお客様駐車場として利用するものです。 農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の農地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前審査等の結果、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>以上、第69号議案3件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。</p>

	第69号議案の説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
3 番	2番の案件ですが、もう30年以上もたっているものですが、現況証明は難しいのでしょうか。
事務局	はい。現況証明の対象となるのが、20年以上経過した建物などです。駐車場と資材置き場は証明ができないものです。
議 長	その他、ご発言もありません。 ご発言もございません。採決を取りたいと思います。
議 長	第69号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	次に第70号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第70号議案について説明させていただきます。議案書8ページをご覧ください。 所有権移転5件、賃借権設定2件、使用貸借権設定2件です。 議案書9ページをご覧ください。 申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について借人は、市内の賃貸物件で夫と子供と生活をしているが、子供も成長し、手狭になってきたため、安定した基盤を作るためにも住宅新築の計画を検討したが、所有する土地はなく、祖母所有の土地を提供して頂けることになり申請地に分家住宅を建築するものです。 農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。 周辺居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま
	申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、現在会社を経営しているが、安定した継続的収入が見込める太陽光発電にて資産運用をしたいと思い、業者からの紹介により譲渡人が申請地の維持に困っていることを知り快く引き受けてくれたため申請地を太陽光発電施設とするものです。 農地区分は、JR鳥居駅の北西約400mに位置し、駅より概ね500m以内の区域にある農地に該当するため、2種農地と判断しました。 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書10ページをご覧ください

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人・賃借人は、浜松市にて売電事業を営んでおり、自社の経営の安定に加え、環境保護や地域社会の発展に貢献したいと考え、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、JR鳥居駅の北西約350mに位置し、駅より概ね500m以内の区域にある農地に該当するため、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について借人は、片山地区の菩提寺として地域の檀家様の法要や季節ごとの年中行事を営んでおります。近年、檀家様は世帯ごとに自家用車で見ることが多く、平成29年に農地法第5条許可を得て駐車場整備をしましたが駐車場が不足しているため借人と住職の祖母が所有する申請地を駐車場とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書11ページをご覧ください

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、譲受人は、現在申請地北側71番、77番1、77番5で自動車販売修理業を営んでいます。既設の作業場、駐車場敷地に隣接しており、一体利用を図ります。

農地区分は、JR本長篠駅の南西約310mに位置し、駅より概ね500m以内の区域にある農地に該当し、2種農地と判断しました。

住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、賃借人は、墓石の販売施工業務の傍ら、太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電について事業拡大し売電による収入の確保に努める計画をしていたところ、地権者との合意が得られたため借地し、事業基盤の確保を図ります。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、自己資金と借入金でまかなう計画で、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

	<p>申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について、譲受人が代表取締役を務める戸田工務店の資材置き場・駐車場用地とします。資材置場は、古民家古材の貯木場（貯木用ラック4機）、駐車場は社員用、顧客用、運搬車用（計13台分）に利用し、見学会の開催も予定しています。 なお、この事業計画は令和2年度第3次補正中小企業等事業再構築補助金（第3回公募）に含まれています。 農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。 住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>議案書12ページをご覧ください</p> <p>申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、東京都に本店を置き、太陽光発電による売電事業に力を注いでおり、このたび事業拡大のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。 農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の農地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、自己資金と借入金でまかなう計画で、事前審査等の結果、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>以上、第70号議案8件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第70号議案の説明は以上です。</p> <p>議 長 事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>4 番 はい。3番の太陽光発電への転用案件ですが、周辺に住む農家の方はお1人ご理解をされてません。申請書にもその旨が記載されておりました。業者の方に確認したところ、何度も伺っても対応してもらえなかったとのことでした。このような事情ですが、事業を円滑に進めるためには何らかの方法で早急に理解を得るようにと強く要望しました。後日、業者の専務・担当・区長・副区長の4人でお宅を訪問したようでしたが、門前払いでご対応して頂けなかったようです。その後に区長さんよりお1人同意をして頂けませんでした。区としては承認をしますのでご了承くださいとの連絡がありました。 情報共有として状況のご説明をさせて頂きました。</p> <p>議 長 ありがとうございます。</p> <p>9 番 反対される理由などはわかりますか。</p> <p>4 番 わかりません。区長さんのお話によると区の行政には非協力的な方のように、区は諦めている状況なのだと思います。ただ、許可要件を満たしている申請ですので問題等はないのかなと思います。</p> <p>9 番 その方はもしかしたら周辺のパネルによって住環境が変化することを危惧されているのかもしれないですね。パネルの光が影響するような場所に住まわれていますか。</p> <p>4 番 問題ないと思います。その光はあたらぬ位置ですね。</p>
--	---

議 長	よろしいでしょうか。周辺農地に影響を及ぼすものではないので、問題はないということです。
議 長	その他、ご発言はございませんか。
議 長	ご発言もありません。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
7 番	1点あります。今後案件でこのような内容のものがでた場合は、通していくもので良いですかね。似たような案件はでてくると思います。今回は区長さん等からお話をきいておおよその事情はわかりましたが、もし太陽光のすぐ近くに農地を持つ方から反対されている状況での申請が上がった場合、それでも影響がなければ通していくのでしょうか。
議 長	農地法上出は問題なくて、県や市の条例にも反していない中であって、道義上・環境保全の観点等より少々問題があるとなるとですよね。
7 番	みんな賛成して頂ければ良いですけどね。 まあ今後も都度都度話し合っ決めていくということですね。
議 長	恐縮ですが、案件ごとで判断をして頂くことでよろしくお願い致します。
議 長	その他にご質問はありますか。
議 長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第70号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め第70号議案は原案のとおり決定致します。
議 長	次に第71号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第71号議案について説明させていただきます。 議案書13ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。使用貸借権設定30件：37,951㎡、賃借権設定24件：45,771㎡、所有権移転1件：2,152㎡の合計55件：86,497㎡であり、内新規設定が30件です。 議案書14ページをご覧ください。 申請番号1番 新規就農です。 井道北地内の田2筆2,693㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。 請番号2番 野田地内の田5筆2,697㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。 申請番号3番 杉山地内の田1筆817㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。 申請番号4番 黄柳野地内の田畑2筆1,324㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。 申請番号5番 下吉田地内の田畑2筆1,249㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。 申請番号6番 名越地内の畑1筆413㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。

	<p>申請番号7番 名越地内の畑1筆575㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号8番～41番は更新案件です。議案書19ページをご覧ください。 申請番号42番からは、中間管理事業による転貸の案件です</p> <p>申請番号42番 野田地内の畑2筆863㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号43番 野田地内の畑5筆1,924㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号44番 野田地内の畑2筆901㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号45番 野田地内の畑2筆1,113㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号46番 野田地内の畑2筆1,023㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号47番 野田地内の畑1筆599㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号48番 野田地内の畑1筆862㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号49番 野田地内の畑2筆1,497㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号50番 野田地内の畑1筆439㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号51番 野田地内の畑1筆885㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号52番 野田地内の畑1筆2,779㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号53番 野田地内の畑1筆770㎡に使用貸借権を設定し、大豆の作付けをします。</p> <p>申請番号54番 野田地内の畑4筆1,113㎡に貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号55番、農林業公社しんしろが行う農地所有者代理事業による所有権移転です。 2点修正をお願いします。作物を野菜から水稻に修正をお願いします。 また経営面積を4,260㎡に修正をお願いします。 作手清岳地内の田4筆2,775㎡を所有権移転し、水稻の作付けをします。</p> <p>以上、番号1番から55番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので第71号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号12番、13番、17番、18番、20番、23番から40番について、12番農業委員、9番農業委員、3番農業委員、6番農業委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>

	<p>議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定致します。</p>
議 長	<p>続いて、番号12番、13番になります。ここで12番農業委員には、一時退室をお願いします。 (12番農業委員退室)</p>
議 長	<p>それでは、12番農業委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言ありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第71号議案の該当番号については原案のとおり決定致します。</p>
議 長	<p>事務局は、12番農業委員を入室させてください。 (12番農業委員入室・着席)</p>
議 長	<p>続いて、番号17番、18番になります。ここで9番農業委員には、一時退室をお願いします。 (9番農業委員退室)</p>
議 長	<p>それでは、9番農業委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言ありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第71号議案の該当番号については原案のとおり決定致します。</p>
議 長	<p>事務局は、9番農業委員を入室させてください。 (9番農業委員入室・着席)</p>
議 長	<p>次に、番号20番になります。ここで3番農業委員には、一時退室をお願いします。 (3番農業委員退室)</p>
議 長	<p>それでは、3番農業委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言ありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第71号議案の該当番号については原案のとおり決定致します。</p>
議 長	<p>事務局は、3番農業委員を入室させてください。 (3番農業委員入室・着席)</p>
議 長	<p>続いて、番号23番から40番になります。ここで6番農業委員には、一時退室をお願いします。 (6番農業委員退室)</p>

議 長	それでは、6番農業委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言ありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第71号議案の該当番号については原案のとおり決定致します。
議 長	事務局は、6番農業委員を入室させてください。 (6番農業委員入室・着席)
議 長	次に第72号議案の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見聴取について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>農業振興対策室より農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて説明をさせていただきます。</p> <p>「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき策定するもので、地域の農業経営基盤の強化の促進に関する目標や、効率的かつ安定的な農業経営の指標、農用地の利用集積に関する目標等について定めるものです。</p> <p>基本構想は施行令により、「概ね5年ごとに、その後の10年間につき定めるものとする。」とされています。前回の見直しは平成29年に行われており、5年が経過したため今回見直しを行います。見直しの際には農業委員会に対して意見聴取を行うこととなっていますので、今回、議案としてあげさせていただきます。</p> <p>お配りしました、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>左が改正後となっています。1枚めくって目次に記載のとおり、第1から第5までの構成となっています。順に主な内容と変更点について説明致します。</p> <p>では、A4で1枚の変更の概要をご覧ください。見直しの概要についてです。</p> <p>第1の2では農業構造の現状と見直しについてが記載されています。</p> <p>農林業センサスによる販売農家戸数が10年間で、30.1%減少となります。前回は26.5%でした。また、農業従事者の内65歳以上を占める割合は前回75.4%から82.2%となっています。</p> <p>第1の3では、効率的かつ安定的な農業経営の目標（認定農業者の水準）についてが記載されています。新旧対照表P5の表をご覧ください。これがこの基本構想の一番重要なところで</p> <p>統計を基に、年間の農業所得及びそのための1年間労働時間の目標を設定します。前回と記載の仕方が若干代わりますが、年間農業所得は概ね560万円であり、年間労働時間は概ね1,800時間であり、前回と変更ありません。新旧対照表P6の表(3)新たに農業を営もうとする青年等の目標（認定新規就農者農業者の水準）です。年間農業所得は概ね250万円であり、年間労働時間は概ね2,000時間、前回と変更ありません。</p> <p>第1の4では認定農業者の育成のため、関係機関が連携しサポートしていくことが記載されています。変更箇所は、2020年に農地利用集積円滑化事業が廃止されたことにより、関係する箇所を削除し、また農地中間管理事業への移行が計画的に進むように記載が変更されています。</p> <p>第1の5では認定新規就農者確保育成のため、関係機関が連携しサポートしていくことが記載されています。</p> <p>次に第2の1では認定農業者の所得目標を可能とする、本市における主要な営農類型（経営モデル）です。</p> <p>それぞれのモデルで現状に即した変更をしていますが、モデル自体の変更は、P18菌床しいたけ（周年栽培）専作経営を追加しています。基幹経営体では新旧対照表のP10～P20の12類型です。ステップアップ経営はP21～P23の3類型で、変更ありません。それぞれ現状</p>

	<p>に即した若干の変更をしております。モデル自体の変更としましては、菌床しいたけの周年栽培を追加しております。こちらはP17、認定農業者として菌床しいたけ専業農家をモデルとして追加しております。</p> <p>第2の2では認定新規就農者の所得目標を達成する見込みの高い経営モデルです。新旧対照表のP24～P26)のいちご、夏秋トマト、周年ほうれん草の3類型です。こちらには変更はありません。</p> <p>第3では国の政策目標及び県の基本方針を考慮した、認定農業者等への農用地の集積目標で、前回と変更ありません。</p> <p>第4では県の基本方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組むことが記載されています。新旧対象表P28の中段にそれぞれの事業が記載されていますが、①の利用権設定等促進事業は、毎月の農業委員会総会にて審議されているもので、ここに記載されていることを基に事業を行っています。変更箇所は、概要に記載のとおり事業等の名称の変更・削除をしています。</p> <p>最後に第5では、農地利用集積円滑化事業に関する事項は事業廃止により削除しています。</p> <p>以上が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の内容と変更の概要で、今回は、その変更についての意見を農業委員会に伺うものです。</p> <p>まとめとして、大きな変更点としては、経営モデルに菌床しいたけの経営モデルを追加し、菌床しいたけでの認定農業者をバックアップしていくこととなります。</p> <p>後は、制度変更や現状に即した文言・表現等に修正したもので、内容や基準などは変更ありません。</p>
議 長	<p>以上で説明を終わります。</p>
12番	<p>説明が終わりました。</p> <p>ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>年間農業所得についてお尋ねします。変わらずということでしたが、この目標設定した所得の数値は中山間地であるからこの金額なのでしょうか。平坦地の地域と差があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>この年間所得の数値ですが、平坦地というよりは他産業の収入の統計平均から算出しました。基幹的産業として成立する数値です。</p>
議 長	<p>伝統的に色んなところで構想をしていると思うけど、この数値より高い数値の地域はあるのでしょうかね。</p>
事務局	<p>全国的な平均はわかりかねますが、愛知県では800万の数字です。この数値に合わせようとするとな度は認定農業者になれる条件というものが厳しくなります。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はありますか。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第72号議案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第72号議案は、原案のとおり決定致します。</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議案書25ページをご覧ください。 報告第1から第5、報告案件計16件について説明致します。26ページをご覧ください。 (議案書26ページから35ページの内容を議案書のとおり朗読)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願い致します。</p>
議 長	<p>ご意見等ないようです。これ等は報告案件でございますので、了解頂きたいと存じます。</p>
議 長	<p>以上をもちまして第17回新城市農業委員会総会を閉会致します。 長時間ありがとうございました。</p>
<p>午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。</p>	
<p>上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する</p>	
議 長	
委 員	
委 員	